

五七

日 月 送 受 號 番 先 議 合				欄 號 省 生 厚			
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送
受	受	受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

案 起	昭和二十五年五月三十一日
受 局 付 課	月 日
行 施	月 日
判 決	月 日
合 校	月 日

大臣	勞働基準局長	主 查 監 督 課 長
次 官	衛生課長	安全課長
	給與課長	
	鉦山課長	
	婦人児童課長	
	勞働統計課長	
	秘書課長	
	總務課長	
	會計課長	

都道府縣勞働基準局處務規程について

甲
甲乙ノ通知

日 月 送 受 號 番 先 議 合		
第	第	第
號	號	號
送 受	送 受	送 受
月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日
		標記の件に関し別紙を通り訓令したい。
		右お伺する。

都道府縣労働基準局處務規程を、次のように定める。
右訓令する。

昭和二十二年六月四日

厚生大臣

一松定光

都道府縣労働基準局處務規程

第一條 都道府縣労働基準局長は、二級官及び労働基準監督官となる

べき三級官功過を、厚生大臣に具状しなければならぬ。
功過

第二條 都道府縣労働基準局長は、管轄區域外に出張しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならぬ。但し、一日間の出張については、この限りでない。
出張

第三條 都道府縣労働基準局長は、次の事項を、専決することが出来る。

- 一、 主級官（労働基準監督官となるべき者を除く。）の囑託、雇員及び備人の進退賞與に關する事項
 - 二、 局内各課の定員（課長を除く。）の職務擔任に關する事項
 - 三、 局員の内國出張に關する事項
 - 四、 局員の除服出仕及び請假に關する事項
- 第四條 都道府縣労働基準局の各課に課長を置き、二級官を以てこれに充てる。但し、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡及び北海道の都道府縣労働基準局以外の都道府縣労働基準局の庶務課長は三級官とする。

課長は、厚生大臣がこれを補職する。

課長は、都道府縣労働基準局長の命を受けて、課務を掌る。

第五條 都道府縣労働基準局長に事故があるときは、*厚生大臣が補用する*職務を代理する。

都道府縣労働基準局長及び監督課長が共に事故があるときは、厚生大臣の指定する課長がその職務を代理する。

第六條 都道府縣労働基準局長は、次の事項を速かに報告しなければ

ならない。

六 三級官（労働基準監督官と本るべき者を除く）の進退賞罰に關する事項

局内各課の定員及び三級官以上の局員各課の配属に關する事項
その他重要と認める事項

第七條 都道府縣労働基準局長は、本省に提出すべき書類は、これを厚生省労働基準局長に送付しなければならない。

定めをせしむる場合は、こゝに添はるべき。
特別の事項については

労働基準局長の命令

厚生省訓第四一〇号

都道府県労働基準局

都道府県労働基準局處務規程を、次のように定める。
右訓令する。

昭和二十二年六月四日

厚生大臣 一松定吉

裏面白紙

431

都道府縣労働基準局處務規程

第一條 都道府縣労働基準局長は、二級官吏の功過及び三級官吏の進退賞罰を、厚生大臣に具狀しなければならぬ。

第二條 都道府縣労働基準局長は、管轄区域外に出張しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならぬ。但し、一日間の出張については、この限りでない。

第三條 都道府縣労働基準局長は、次の事項を、専決することができる。

一 嘱託、雇員及び傭人の進退賞罰に関する事項。

二 局内各課の定員及び局員(課長を除く)の職務擔任に関する事項。

三 局員の内國出張に関する事項。

四 局員の除服出仕及び請暇に関する事項。

第四條 都道府縣労働基準局の各課に課長を置き、二級官吏を以て、これに充てる。但し、東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡及び北海道の都道府縣労働基準局以外の都道府縣労働基準局の庶務関係の課長は、三級官吏とする。

課長は、厚生大臣が、これを補職する。

課長は、都道府縣労働基準局長の命を受けて、課務を掌る。

第五條 都道府縣労働基準局長に事故があるときは、厚生大臣が指定する課長がその職務を代理する。

第六條 都道府縣労働基準局長は、次の事項を速かに報告しなければならぬ。

一 局内各課の定員及び三級官吏以上の局員各課の配屬に関する事項。

二 その他重要と認めらるる事項。

第七條 都道府縣労働基準局長は、本省に提出すべき書類は、これを厚生省労働基準局長に送付しなければならぬ。但し、特別の事項については別條の定めをなした場合は、この限りでない。